

広島県営繕工事等総合評価競争入札実施要領

平成 24 年 5 月 24 日 制 定

平成 25 年 3 月 1 日 一 部 改 正

平成 26 年 6 月 1 日 一 部 改 正

平成 27 年 6 月 1 日 一 部 改 正

(趣旨)

第 1 この要領は、営繕課が所掌する営繕工事及び特殊設備工事（以下「営繕工事等」という。）に係る総合評価競争入札の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 この要領における「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2（第 167 条の 13 により準用される場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の要素が県にとって最も有利なものを持って申し込みをしたものを落札者とする競争入札をいう。

(対象工事)

第 3 この要領は、次のいずれかの建設工事に係る入札を対象とする。

- (1) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（実績評価型）
- (2) 技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、安全対策、環境への影響、同種・類似工事の経験及び工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（技術評価Ⅱ型）
- (3) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、安全対策、環境への影響、工事目的物の性能・機能等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（技術評価Ⅰ型）
- (4) 技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事（高度技術提案型）

(入札手続)

第 4 総合評価方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定がないときは、一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）（平成 19 年 10 月 1 日制定）、特例政令が適用される工事の入札手続は、一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）（平成 7 年 4 月 1 日制定）に定めるところによるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第 5 契約担当職員は、総合評価競争入札を実施するに当たり、あらかじめ、次の事項について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- (1) 令第 167 条の 10 の 2 第 4 項（第 167 条の 13 により準用される場合を含む。）の規定により、落札者決定基準を定めようとする場合
- (2) 令第 167 条の 10 の 2 第 5 項（第 167 条の 13 により準用される場合を含む。）の規定により、前号の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられ、当該落札者を決定しようとする場合

(入札公告等)

第 6 契約担当職員は、総合評価競争入札を実施しようとする場合は、令に定めるもののほか、次の事項について公告又は通知する。

- (1) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限等
- (2) その他必要と認める事項

(入札公告等に係る標準的な書式見本)

第7 入札の公告は、その本体の部分には、案件ごとに異なる部分及び入札参加希望者に注意喚起しなければならない事項（以下「個別事項等」と総称する。）のみを記載し、基本的に全ての案件において共通であるような事項（以下「共通事項」という。）は、これを別紙として引用する形とする

(入札時に必要な資料)

第8 契約担当職員は、入札時に、価格以外のその他の要素について評価を行うために必要な技術的事項等に関する資料（以下「技術資料」という。）を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

技術資料の標準的な書式見本は別記（総合評価に係る提出様式一覧）のとおりとする。

- 2 入札参加希望者は、指定された日までに指定された方法で技術資料を提出するものとする。
- 3 必要な技術資料を提出しない入札者による入札又は当該技術資料に必要な事項が記載されていない入札者による入札、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている入札者による入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。
- 4 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(技術資料等の審査)

第9 技術資料等の審査は、「広島県営繕工事等総合評価審査委員会」で行い、その構成等については「広島県営繕工事等総合評価審査委員会設置要綱」による。

- 2 技術提案等の審査は、低入札価格調査制度事務取扱要綱別紙「1 適正な履行確保の基準」における数値的判断基準を満たす者について行う。（請負対象設計金額5億円以上の工事を除く。）
- 3 自己採点表の審査は、評価値が最も高い者について行うものとし、評価項目毎の得点は自己採点を上限とし、審査後の得点が自己採点を下回る場合は、審査後の得点の2分の1とする。
- 4 前項の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度前項の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返す。

(落札者決定基準)

第10 価格及び価格以外のその他の要素を総合的に評価するため、工事ごとに落札者決定基準を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法及びその他の基準を定める。

(評価基準)

第11 評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目
総合評価方式の型式及び工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。
- (2) 配点
各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定める。
- (3) 加算点の最高点
各評価項目の得点の合計から換算する加算点の最高点は20～50点の範囲内とする。

(評価の方法)

第12 価格以外のその他の要素に係る評価項目毎の技術資料の内容に応じ、各入札者の加算点（各評価項目の得点の合計を第11（3）で定めた最高点数に換算）を算定する。

なお、評価項目毎の得点は、小数第1位（第2位を四捨五入）とする。

- 2 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

なお、標準点（基礎点）は100点とする。

技術評価点 = 標準点（基礎点）+ 加算点

評 価 値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜き、千円） × 1,000

(落札者決定の方法)

第 13 契約担当職員は、開札後、技術資料等の審査を行い、評価値の最も高い者を落札候補者とし、一般競争入札事務処理要綱に基づき、その者の資格要件の確認を行った上で、総合評価審査委員会を開催し、落札者として決定する。

2 低入札価格調査制度対象工事において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がある場合は、前項の規定による審査に加えて、低入札価格調査制度事務取扱要綱に基づき低入札価格調査を行った後、総合評価審査委員会を開催し落札候補者を決定することができる。

3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者に電子くじにより落札者を決定するものとする。

なお、当該入札が書面入札の場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじを引かないものがあるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(総合評価結果の公表)

第 14 契約担当職員は、建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成13年広島県規則第67号）の規定により、落札者決定基準（別紙標準様式第1-1号から第1-3号）、入札価格及び評価値（別紙標準様式第2号）について閲覧等により公表するものとする。

なお、求められる評価値は少数第4位（第5位を四捨五入）として公表する。

(苦情申立等)

第 15 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明（別紙標準様式第3号）を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に申立てることができるものとする。

(評価内容の説明)

第 16 入札者は、自らの評価内容についての説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して10日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に請求（別紙標準様式第4号）することができるものとする。

2 契約担当職員は、前項の依頼に対して、技術提案については具体的な評価内容、技術提案以外の項目については自己採点と評価の相違する理由を回答（別紙標準様式第5号）するものとする。

(評価内容の担保等)

第 17 受注者が提出した技術資料等は、発注者からの指示がない限り、原則としてすべて履行しなければならない。

2 工事の監督・検査に当たっては、受注者が提出した技術資料内容の履行状況について、確認するものとする。

3 受注者の責めにより、契約時における価格以外のその他の要素に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事担当職員は、工事成績点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績の評定表の「法令順守等」において、未実施の評価項目毎に5点を減じるものとする。

(技術提案の機密保持)

第 18 契約担当職員及び総合評価審査委員会委員は、入札者の技術提案内容について、他者に内容が漏れること又は入札者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用すること等がないよう、その知的財産としての取扱いに留意する。

(その他)

第 19 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 1 日改正については、平成 25 年 3 月 1 日以降に公告する工事に適用する。
- 3 平成 26 年 6 月 1 日改正については、平成 26 年 6 月 1 日以降に公告する工事に適用する。
- 4 平成 27 年 6 月 1 日改正については、平成 27 年 6 月 1 日以降に公告する工事に適用する。

別 記（総合評価に係る提出様式一覧）

評価項目		実績評価型	技術評価Ⅱ型	技術評価Ⅰ型
技術資料様式		第 1 号	第 1 号	第 1 号
技術提案	施工上の課題に関する技術提案	—	第 2 号	第 2 号
企業の施工能力	同種・同規模工事の施工実績	第 3 号	第 3 号	第 3 号
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の資格・工事経験・CPD実施状況	第 4 号	第 4 号	第 4 号
地域の精通性	近隣地域における同種・同規模工事の施工実績	第 5 号	第 5 号	第 5 号
地域の貢献度 (建築一式工事のみ)	広島県地震被災建築物応急危険度判定士の認定状況	第 6 号	第 6 号	第 6 号

※ 特例政令対象工事及び高度技術提案型工事については別途定める。